

## 令和6年第2回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程(第3日目)

令和6年 6月20日(木曜日)

午前9時30分開議

第8 一般質問

第5 議案第34号 令和6年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について

第6 議案第35号 令和6年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

第7 議案第37号 北海道後期高齢者広域連合規約の変更について

追加日程第1

意見書案第2号 物価上昇に見合う基礎年金等の引き上げを求める要望意見書

追加日程第2

意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書

追加日程第3

意見書案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める要望意見書

○出席議員（10名）

1番	山田	日出夫	君	2番	渡邊	智大	君
3番	西森	信夫	君	4番	吉野	美香	君
6番	村口	鉄哉	君	7番	谷口	武彦	君
8番	余湖	龍三	君	9番	大野	良弘	君
10番	泉	愉美	君	11番	北川	克良	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	伊田	彰	君
副町長	森谷	清和	君
総務課長・DX推進室長	硯見	康之	君
総務課参与	高橋	誠	君
政策推進課長	大里	孝生	君
政策推進課地域創生推進室長	横山	剛人	君
町民課長	山田	英知	君
福祉保健課長	坂井	毅史	君
福祉保健課業務監	関口	好子	君
農林商工課長	篠田	康行	君
農林商工課経済振興室長	鈴木	木淳	君
住宅施設課長	河端	健	君
建設耕地課長	荒沢	直樹	君
上下水道課長	森田	繁光	君
会計管理者	本庄	朋美	君
教育委員会教育長	高橋	治	君
教育次長・管理課長	今田	朝幸	君
子ども未来課長	伊原	こずえ	君
社会教育課長・図書館長	佐藤	貴裕	君
農業委員会事務局長	今田	和則	君
監査委員	平塚	晴康	君
農業委員会会長	細川	孝雄	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中村	隆広	君
議会事務局書記	小倉	忠	君

◎開議の宣告

- 議長（山田日出夫君） 皆さん、おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

◎一般質問

- 議長（山田日出夫君） 日程第8、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。  
9番、大野良弘君の発言を許します。  
大野君。  
○9番（大野良弘君） 9番、大野良弘でございます。よろしくお願いいたします。  
それでは、一般質問通告書に基づきまして質問をしたいと思います。  
3点ございまして、まず1点目で元町の旧消防庁舎につきまして、2点伺いたいと思います。  
一つ目は、その施設および駐車場の維持、または取り壊しの考えは。  
2、農林商工振興や町民の利活用、企業誘致などへの有効活用、貸し出しの考えは。  
以上、お願いいたします。  
○議長（山田日出夫君） 町長。  
○町長（伊田 彰君） ただいま「元町の消防庁舎について」2点のお尋ねがございましたのでお答えをいたします。  
1点目に「施設および駐車場の維持または取り壊しの考えは」とのお尋ねがございました。  
旧消防庁舎は昭和43年に建設され、令和4年に新庁舎が供用開始するまでの54年間にわたり使用されてきましたが、今は古い水槽車や土木車両の部品などを一時保管する倉庫として利用され、望楼に設置されたサイレンを災害発生時に吹鳴できるようにしています。  
また、隣接する防災倉庫が利用されており、敷地内は除雪や除草剤散布などを行い、維持管理をしている状況にあります。  
旧消防庁舎は平成21年に耐震補強工事、27年に外壁、屋根防水工事が行われており、現時点で雨漏りはないものの、望楼には強い雨の際にクラックから雨水の侵入が確認され、建物外部から劣化が進行しており、長期にわたり建物を利活用する場合には、いずれも外部を中心とした全面的な改修工事が必要となります。  
将来的に建物を利活用せず、解体を行う場合の費用については、調査設計を行わないと詳細な費用を算出できませんが、近年の建物解体工事費の高騰に加えて、建物4階建てに相当する高さである望楼部分の解体に多額の費用がかかることが予想されます。  
また、国の補助金などの財源も見込めないことから、当面は維持管理費用を抑えての利活用を検討をしております。  
2点目に「農林商工振興や町民の利活用、企業誘致などへの有効活用、貸し出しの考えは」とのお尋ねがありました。

旧消防庁舎の利活用については、以前に役場内の関係部署で検討を行いました。有効な利活用案が見出せず、現在は倉庫として維持管理しており、今後は外部の有識者などからの意見も伺いながら、活用方策を検討してまいりたいと考えております。

以上お尋ねのありました2件についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

そのまま残しながら利用できることを今後検討していくということ、あと町民なり関係者の意見を聞きながらということによろしいと思うんですが、今どんな利用を考えているのかと質問しても、これからということになると思いますので、それはなしとしまして消防庁舎周辺、結構広い土地でありまして、その周辺の一角をですね、一角全体を今後の大きなまちづくりの拠点施設にする。そのために近隣の住民の方の了解ももらいながら土地の取得を図りながら、一体的に大きなまちづくりの一つ、核となるまちづくりの一つというような考え方はございませんでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今ちょっと消防庁舎の跡地の考え方、おそらく庁舎の部分の面積と北側に元の消防官舎というんですか、そういった部分の面積があって、面積的には一定程度あるかなというふうに思います。ただ、まちづくりの核というのは、非常に私も以前に商工関係、小売商業の関係でいろいろと各施設というのはなんぞやというところをいろいろ議論して、町の商工関係者とも議論したこともございましたけども、結局は何が核になるんだということが最終的にはつかめなかった。最終的にしまいには役場じゃないかとかね、そんなレベルになってくるとちょっと違うかなというので、どうしても店舗形態ある複合店舗とか、何店か当時もう20数年前ですけども複合型の店舗、テナントが四、五件入った店舗というのが具体的には出てたというところがあったんですけども、20年たつと、その先進地ももう店が全部テナント撤退して、大手ももう撤退というような状況もあって、空きスペースになってるというのが現状としては見受けられるかなと思って、今何が必要なところか、規模感的な面積はあると思いますけども、そこ何するのというところが見えないというのがちょっとあります。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） ありがとうございます。

それでは、次に、町民から、個人なりグループなり団体なりから、その施設を利用したいんだとか利用できないですかとか、直接的に使いたいんだ、民間も含めて相談はありますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 住宅施設課長。

○住宅施設課長（河端 健君） 消防の跡地の利用ということで、かつて、消防庁舎を水耕栽培に利用できないかといったようなご相談もありました。ですけども、ちょっとですね、そこに何て言うか、1本釣りというか、それ以外に話を聞かずに貸し出してもいいのか、貸付にあたっての条件、貸付料をどうするかとか、そんなようなこともあったり、そもそも水耕栽培があつた施設で成り立つかどうか、現状の施設をどの程度改修しなきゃならんのか、その改修費用をどうするかと、そういったところもちょっと協議の中では明確

に方向性を見出せなかったっていうこともありまして、その件に関しては、その後、特に進展はないといった状況で、現状で再度、使用策を模索しているような状況です。そしてこの間、地域活性化の企業人さんとの締結の際に、ちょっと中を見ていただいたりもしたんですけども、ちょっと老朽化した施設なんでどうするかといったことをあまり明確にこうしたらいいんじゃないかっていうような話はなかったんですけども、持ち帰り検討するというようなお話も伺っておりましたので、やはり、今後どうするかといったことを協議した上で、ちょっと明確に考えていかなきゃならんのかなとは思っているところでございます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） そういう状況ということは分かりました。私これを質問するに当たりまして、ぜひとも有効活用を積極的に考えてほしいというのもありますし、それには町民の方に対しての、例えば、利用に関するアンケートなり意見募集なりとかということもぜひともやってほしいなと思っております。私個人としても、ここの質問で、できればこんなことはできないんだろうか、あんなことはできないんだろうかというのも用意したんですけどもやめにします。残念ながら。議論にならないと思いますので、そういう町民から広く、あと自治会なりとの話し合いとか、そういう機会で、そこの利用で自治会で使えないかだとか、安全性どうだとかという議論を進めていく中で、私も1人の町民としての意見を述べることにして、この件に関しては終わりたいと思います。

続きまして、2番目の墓地の維持管理について移りたいと思います。

維持管理について2点お伺いします。

一つ目が、墓地の維持管理における現状と課題は。

2、墓地使用者の人数と実態調査の有無。

以上、お願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「墓地の維持管理について」2点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

1点目に「墓地の維持管理における現状と課題」はとのお尋ねがありました。

本町で管理する墓地は訓子府墓地、南訓墓地、中ノ沢墓地、そして西訓子府墓地の4カ所あり、総面積は通路などを含めると7haを超え、総区画数も約4千区画あるなど、非常に広大な施設となっております。

区画の使用状況といたしましては、約2,400区画の使用許可を行っておりますので、60%程度の使用率となっております。

墓地の維持管理業務につきましては、町内の業者に委託し、敷地内の清掃や草刈り、供物の回収などを実施しているほか、町民課担当者による対応も含めて、適切な管理に努めているところではありますが、墓石が設置されている区画で雑草が繁茂するなど、使用者による管理が行き届いてないところが散見されている現状であります。

2点目に「墓地使用者の人数と実態調査の有無について」のお尋ねがありました。

墓地使用者の人数につきましては、令和6年3月末現在で1,560名となっておりますが、近年、使用者が減少傾向にあり、直近5年間では、新規の使用者がわずか5名であったのに対し、返還する方が58名という状況にあります。

一方では、合葬墓の使用者が増えておりまして、直近5年間では50名増加をしています。

近年、全国的に少子高齢化や核家族化が進む中、引き継ぐ人がいなくなって放置されたお墓、いわゆる「無縁墓」が増加傾向にあり、社会問題となりつつあります。

このような中、無縁墓の発生を抑制するため、お墓の使用者を確認するための実態調査を実施している自治体がありますが、本町におきましては、大規模な調査を行った記録は確認できておりません。

使用者を確認する方法といたしましては、看板や札を設置して、使用者に連絡を求める方法、戸籍や住民基本台帳の情報により確認する方法などがありますが、いずれにしましても、今後、近隣や先進の自治体の事例を参考にしながら、実態調査の要否を含め、どのような方法が本町の墓地に有効であるかを研究し適切な管理につなげていきたいと考えております。

以上お尋ねのありました2点につきまして、お答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 状況はよく分かりました。それで対象があまりにも数が多いし、当初お墓を建てた僕から見ても、おじいちゃんの代、そして、おじさんの代、そして、自分の代ということで3代、それも多い人は4代前ぐらいだから1代40年としますと120年から160年経過しているような古いお墓もあるのではないかなと思いますが、そこで私気になるのは、調査、大規模になるんですけども、いっぺんにやるのは大変だと思いますので、年次ごとにですね、年次ごとに1年間の調査対象者を決めてとか、管理がされてないと思われるお墓を抜粋して、抽出して、今の管理人は誰でしょうかとか、継承者がいるのでしょうかとかというアンケート的な、あと、合葬墓も新しく作ったので、そのお知らせを含めてPRがてらだとか、訓子府にゆかりのある子孫の方々ですから、ふるさと納税のチラシなり、広報なりを折り込むなりのPRも兼ねてみたいなこと等、含めて、お墓の管理者の確認ということだけでなく、まとめて考えていくという考え方はいかがでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、墓地の使用者の管理が行き届いていないようなお墓についてどう対応するのかというようなご質問いただきましたけれども、確かに全区画で4千区画ございますので、一斉にやるとなるとかなり大規模な調査になりますので、議員おっしゃるとおり、特に管理が行き届いていない区画などをまず実態を確認いたしまして、現在の所有者を特定するですとか、場合によっては使用者が近くにいても管理していないというケースもあり得ますので、そういった方々に対して適切に管理していただくような注意喚起を行うなど、取り組んでいきたいと考えております。

また、ご提案のありました合葬墓の利用は今増えてきておりますけれども、そういった選択肢もありますというようなPRなどもできればと考えております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 私もちよっと元墓地の管理をしていた関係もあるのもありまして

個人的な趣味でいろいろな歴史調査をすることもありまして、根室市の墓地を視察したことがございます。ここはもう明治の中期、初期ぐらいから入植した人たちが屯田兵がいるんですが、その人たちのお墓がどうなっているのかということをお個人的に調べたときに、いろんなお墓がたくさんありまして、なにせ古いんです。そして、現地行きますとお墓が倒れている、割れている、草はボーボー、地元において、新しくお墓を建てた管理されてるところはきれいなんですけれども、本当に明治の中期頃からもう誰が管理者なのか分からないで、おそらく市も困ってるんじゃないかなと思います。ぜひともそういうほかの市町村も現地見てもらって、そういうところをどうやったらいいんだろうね、どうやったら調べられるのかねということは研究してほしいと思いますし、できればお知らせするときに、その状況の写真をぜひ撮っていただきまして、デジタルのペーパー印刷でもいいです、カラーでもいいと思いますので、それを添付して管理者と思われる方に今の状況をお伝えしていただければと思います、そこら辺は検討の余地はありますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、墓地の管理について、ほかの市町村の状況も見ながら、場合によっては写真も撮りながら、実施してほしいというご意見いただきましたけれども、そのような方向で進めたいと思います。

私どもも、総務省でいろいろ墓地の管理についてまとめた資料などもありまして、そこには全国の自治体の先進事例なども載っておりますので、その辺も参考にしながら、また先ほどご提案あった写真を撮って適切に管理できるような体制をとっていきたくて考えております。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） お願いいたします。次に質問したいのは、改葬に関する部分での質問になります。合葬墓関係になります。まず、合葬墓につきましては、私は非常に利用希望者も多いですし、だんだん子どもの数が減ってきて、誰がそのお墓を維持管理していくのかって悩んでる人は多くいる中で、マッチした合葬墓だと思いますし評価できると思いますが、残念ながらちょっと気になる点がありますので確認させてください。まず、利用するときに、案内のチラシ、2枚カラー版というのがホームページにも載ってたんですが、その中に利用上の注意ということが書いてありまして、ちょっと読みますと供物や供花は必ずお持ち帰りくださいと、そして、なお、焼香台とローソク立てはございませんと書かれております。おそらくこれを見た方は、花を生ける何か花瓶なり何か入れ物なりあるもんだと思っておそらく用意してこないと思います。ここに供花台はありませんというふうに書いてないからでありまして、そこでせっかく来たのに花を生けるところがなくてなんでという苦情の声を直接聞いているところもあるのですが、町にその関係で花台を設置してほしいという要望はありませんでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、合葬墓に花を生ける台を設置してくれないかという要望があったかというご質問ですけれども、ちょっと私が把握するところでは、その花に関するところっていうのはなかったんですけども、焼香台につきましては、このように用意しないというお知らせはしているんですけども、お盆の時期とか、そういったときぐらいは設置してほしいというような声もありましたので、昨年から期間限定ではあります

が設置するような対応をさせていただきます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） ぜひ、花を生ける台につきましても可能な限りでいいと思うんですが、置いていただければ。あと人数が多いと思うんですね、来る人数がね、それでこっちで生けてる最中に、こっちは横にしたままというのはちょっと何か失礼くさいなとか、訓子府は合葬墓に関して親切な町なんだなと思ってもらえるような、そういう対応をしてほしいということをお願いしたいなと思っております。

それと一番問題だなと思ってたのがトラブルのことなんです。それは改葬ですよ。今までお墓があって合葬墓の方に管理者がもう管理できないし後継者もないから改葬するという事で申請を出します。そのときにその人が例えば亡くなった方々の喪主であったかとか直系のお墓の管理者だとかという人であれば、その人の申請書でOKなんですよ。ところが、その管理者の、もしかしたら、おばさんいれば、おじさんいれば、お孫さんいたり、いろいろ家族関係あると思うんですけど、その改葬の話を全く聞いてないでお墓参りに来たら、私たちのお墓がないというようなトラブル事例というのが想定されますけど、そこでのトラブルで役場に何か、どうなってるんですかという問い合わせはありますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長、最初の花受けのことは実質質問だと私は受け止めましたので、それについても、答弁をあわせてお願いします。

町民課長。

○町民課長（山田英知君） まず、今ご指摘のありました先ほどの質問です。花を生ける台について、設置する予定はないかということですが、そちらにつきましては昨年焼香台設置した経過もありますので、設置できないか検討してまいりたいと考えております。

次に、今ご質問いただきました合葬墓の、改葬した場合などにつきまして親族の方とのトラブルなどのお話はないかということでございますけれども、確かに合葬墓では、皆さんの焼骨を一緒に埋葬するものですから、後で返してくださいと言われても返せないというような事情がございますので、許可申請の際には、十分にその点を説明させていただきまして、申請書の中には、返還できないことを承知するという旨の確約書も含まれております。また、使用許可を出す際にもその点につきましては、再度、周知するような形の許可を出してございます。現時点ではそのようなことでのトラブルというのは本町では受付してございません。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 今トラブルがなくて安心しました。これ仲のいい管理者にもう丸々お任せしてるからよろしくね、ありがとうねという家族関係なり親戚関係であれば問題ない、全然いいんですけれども、やっぱり中には私の知らない間に、おばあさんがですね、甥っ子が勝手に改葬して、私だって娘なのにといい気持ちのある人もいると思うんですよ。そして、今後出てくる可能性もあると思うので、そして、それが出てきたときに、本当に困るのは担当者だと思うんです。申請者、管理者からこうやって念書ももらってますと言っても、あくまでその人からもらってるだけであって、親戚、家族みんなが了解したわけではないわけですから、だからトラブルの防止方法が何があるのかというのをぜひ考



えて調査、分析してほしいなと思っております。

それには、トラブル防止のチラシだとかパンフレットを配るだとか、親戚に事前連絡をしていますかどうかという質問に対して丸をどこに書くかとか、確認をしているかどうかとか、了解を得ているかどうかとか、アンケートでも何でもいいので、取りようあると思うんです。そういうことをしてないと、例えば法的な問題になったときに、果たして町は責任回避できるのかどうかということもありますので、ぜひとも、ここまでは一応証明書類は取っていないけれども、申請者から確認を取ってますということぐらいは取っておいた方がいいのではないかと考えておりますので、そこら辺の調査研究についてはどう、いかがでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、合葬墓の親族間の話し合いが十分に行われているかの確認についてはしっかりと実施すべきで、そのためにはチェックするような手続きを用意した方がいいのではないかとのご提案、ご質問がいただきましたけれども、確かに大変大事なところでありまして、トラブルになった場合、どのような対応になるかと考えるとかなり慎重にやっていかなければならないと考えておりますので、今ご提案ありましたご意見参考に、また場合によっては内部の対応マニュアルなどの中でもこういう点をチェックして進めるとか、そういった形で間違いのないような対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 墓地の関係で、最後に1点だけ質問させてほしいんですが、今の改葬関係に関わる費用につきましては、あくまで個人持ちだと思うんですけれども、墓地の管理者側として全く管理されてなくて、今後も管理する予定もない、そういう墓地をコンタクトが全く取れない場合にですね、残りますよね。そのまま現状でずっとこれから100年も200年もそのままにしておくのかというのが非常に疑問に思っていて、それを法的に何か行政が執行できる、そういうものってありますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、墓地の使用料ということで、合葬墓ではなく通常の墓地の使用料かと思えますけれども、墓地の使用料については、最初に一括で納めていただく・・・

○9番（大野良弘君） すいません、使用料じゃなくて、もう1回質問し直します。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 回答が違います。使用料じゃなくて、ごめんなさい僕の質問が悪かったです。お墓を改葬するときに今のお墓で全く管理もされてません、お墓壊れていまず、連絡とったけどコンタクトが取れません。そういう人で、これから誰が管理者か指定できないですよ。そういうときに、困ったときに100年も200年もほったらかしにするのか、それとも、法的にその壊れたお墓を片付けたり整理したり改葬したりすることができるのかどうかということを質問しています。

○議長（山田日出夫君） 町の執行でできるかということ聞いてると思います。

町民課長。

○町民課長（山田英知君） 大変失礼いたしました。ただいま、回答の中でも使わせていただきました無縁墓となったようなお墓について、行政側で対応できるのかというご質問でございましたけれども、こちらは、法律に基づいて手続きをすれば「無縁改葬」という呼び方になるんですけども、可能となりますけども、そのためにはさまざまな手続きを経た上でということになります。例えば、官報などで1年以内に申し出てくださいというような周知ですとか個別の連絡など、いろいろな手段で使用者を特定する努力をしたにも関わらず特定できなかった場合につきましては、そういった行政側で無縁改葬ということでお墓を墓じまいをして合葬墓に改葬するというような形はとれるルールとなっております。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） ありがとうございます。以上で2点目については終了いたします。

それでは、3点目にまちづくり研究グループ等の育成支援についてということでお尋ねしたいと思います。

一つが、商業目的ではないまちづくりに関する新たな研究グループを行政主導で戦略的に育成する考えは。

2、民間と行政が連携するまちづくりに関する実証実験等の先進地を調査研究する考えは。また新たな研究グループをその先進地に研修派遣するなどの支援制度の考えは。

お願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「まちづくり研究グループ等の育成支援について」2点のお尋ねがございました。

1点目に「商業目的でないまちづくりに関する新たな研究グループを行政主導で戦略的に育成する考えは」とのお尋ねがございました。

一つの例として、まちづくり推進会議が研究グループとしての性格も有していると捉えており、町民が主体的にまちづくりに参加できるよう、町民の意見をまちづくりに反映させることが会の目的となっております。

これまでの活動を振り返りますと行政が事務局の役割を担い、会議で取り上げる話題を選定し、地域課題等について委員の方々と議論してまいりました。われわれの力量不足も否めませんが、なかなかまちづくりに関する意見集約は難しく、委員の方々からもまちづくりというテーマがそもそも重荷であるとの意見や、委員任期や人員に関しても課題がございます。

そもそも、研究グループは、町民の自主性が重んじられるべきであり、行政主導で研究グループを育成していくことには一長一短があると考えております。

研究グループの立ち上げなどを支援するために、本町には「わくわく地域づくり活動支援事業補助金」という制度があり、こういった制度をご活用いただくための相談体制を備えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目に「民間と行政が連携するまちづくりに関する実証実験等の先進地を調査研究する考えや新たな研究グループをその先進地に研修派遣するなどの支援制度の考え」についてのお尋ねがございました。

民間と行政が連携するまちづくりに関する実証実験等の先進地を調査研究する取り組み

は、昨年、当時の地域創生室がまちづくり株式会社設立に向けた仕組みづくりを行うため関係課とともに、先進地視察を実施してございます。

その結果として、先般の地域活性化企業人の着任につながっており、民間企業のノウハウを活用した地方創生の取り組みがスタートしたことから、町として今後民間と行政が連携するまちづくりを調査研究することは重要だと感じております。

こういった取り組みが町民主導の研究グループによってなされることは歓迎すべきことですし、自主的な研究グループとは別の話になりますが、従来から産業後継者育成基金を活用し、農業後継者の海外研修や産業後継者国内研修を継続して実施しており、当該研修に参加された方々が後に地域のリーダーとしてご活躍されていることから、先進地に研修派遣する重要性は認識しているところであります。

1点目でも回答いたしましたでしたが、社会教育課が所管するわくわく地域づくり活動支援事業で、研究グループの旅費についても、2分の1以内の助成が可能となっておりますので、これらの活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お尋ねのありました2点につきまして、お答えをいたしましたのでご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） それでは、再質問させていただきます。私このテーマを取り上げた若干経過を説明したいと思います。

まず、スポーツセンターにあるときに寄りました。そこに地域おこし担当者の小見さん、小見さんですかおまして、そして私あるテーマで新しいスポーツなりの考え方についてちょっと聞きたいことがありまして寄ったんですが、そのときに、あるいいことがありました。それは小見さんが高校生のところに行きまして「訓子府の良いところは何か」とか「訓子府でやってみたいイベントや企画は何ですか」ということを質問しまして、それを付箋紙、これぐらいの大きさの付箋紙に書いてもらって、それをスポーツセンターの大きな紙に貼って展示しております。今も行けば見ることができます。そのときに子どもたちがどんなことに訓子府がいいと思っているのか、こんなイベントなり企画をやってほしいのかということが書いておりますので、ぜひ皆さんにも見てほしいと思うのですが、その中で一例を抜粋しますと「みんなが幸せに喜ぶ楽しくなるまち」「ゲーム大会をやってほしい」「超巨大流しそうめんをやってほしい」「心が穏やかに幸せになる癒しのイベントをしてほしい」「焼き肉パーティーをやってほしい」「お絵かき大会をやってほしい」「人工芝のグラウンドがほしい」「ドローン大会をやってほしい」「ゲームセンターがほしい」「バスケットをやりたい」そのような子どもたちの素直な気持ちといいますか、今の気持ちというかが載ってました。それを見まして私、1町民、1議員、何ができるんだろうって考えました。その中の夢を実現するにはどうしたらいいんだろうか。それで、これも一つの町民の意見ですので、その町民の意見を今町長が説明してくれたまちづくり推進会議にこの子どもたちの意見を上げることは、どのタイミングでできるんでしょうかね。

それと、子どもたちがわくわく事業支援制度を申請できるんでしょうかね。

どうでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 政策推進課長。

○政策推進課長（大里孝生君） 今、大野議員からご質問のありましたそういったスポー

ツセンターでの高校生のいろんなまちづくりに対するアイデアだとか、そういう企画をどのような形でまちづくり推進会議に上げるかということでございますけども、そういったことを上げるタイミングとしては、一つは、もちろん大野議員自らが名前とそういう、1回、吉野議員の多分質問で答弁させていただいたと思いますけども、町民の方がまちづくりのことを発案されてまちづくりとして町長に提案することができるということを申し上げたかと思っておりますけども、氏名とかそういったちゃんとその辺を明らかにしていただいて、こういうことをしたいというようなことの提案をしていただければ、まずは役場でその企画を審議した上で、まちづくり推進会議にかけて意見を問うかとか、そういった過程に入っております。なので、そういった部分の声を聞くことというのは、いつのタイミングでというようなことでもなく、随時できますし、逆に言えば、まちづくり推進会議の中のメンバーの方々が、そういった声を聞いて、まちづくり推進会議でこういったことができなかないかというような議論をするという2パターンが大きくあるかと思っております。

もう一つの質問の高校生自らが、そういった部分の企画を声を出することができるかという部分に関しては、ちょっとこちらとしても想定をしていないということで、細かく何か規定されているわけではないと思っておりますけども、ここからちょっと私の推測なんですけども、一般の大人の方以上からこういった声が出てくるのかなというような声で今の制度は多分作られてると思っておりますし、ただし、そういった若い人からの声という部分、今後、耳傾けていかないと新たな発想でということではできないのかなと思っております。

○議長（山田日出夫君）　ここで先ほどの答弁に対して訂正の申し入れがありましたのでこれを許したいと思います。

町民課長。

○町民課長（山田英知君）　失礼いたしました。先ほどの合葬墓のご質問の中で、供花のための花瓶について、現在用意していないという答弁をしましたが訂正させていただきます。

昨年、焼香台を設置するのと一緒に花瓶につきましても、お盆時期の期間限定ではございますが設置してございましたので、今後につきましても、そのように対応したいと考えております。

以上です。

○議長（山田日出夫君）　社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤貴裕君）　それでは、先ほど、わくわく地域づくり活動支援事業のことについて、子どもも利用できるのかということでのご質問がございましたので、お答えしたいと思います。こちらの方、町民団体が利用されるということでの補助金をご用意しているものなんですけれども、子どもだけですとちょっとお金が絡むものですから、子どもだけの申請は難しいと考える。その際には、やはり保護者の方の同意と、それからご協力が必要になります。それでご利用は可能になるかということと考えております。

○議長（山田日出夫君）　大野君。

○9番（大野良弘君）　分かりました。それで一つ具体的に、今、高校生から希望のあった中でドローンという意見が3件あったんですけれども、このドローンに関して僕はちょっと考えてみました。それで訓子府町の場合は、農業政策の中で補正をかけまして農業者に対しての農薬散布に対する支援、これをやっております。これはOKなんですけど、残念

ながら一般なり子どもたちのための企画に関してドローンを、この夢を実現するところまで結びつくものではもちろんないので、それをそしたらこの夢を実現させるとしたら、志のある人が、このわくわく事業を使って申請して自主的にやってくださいというのが今の町の考え方だと思うんです。ただ、ドローンの活用を考えたときに、先日も西森議員の発言でクマ対策の話が出ました。そのときに、わなの話も出ましたし、猟友会との絡みも出ました。ハンターの話です。これにドローンをどう活用できるのかと僕は考えてみました。それでドローンを使ってクマの生態調査をすとか、これ研究機関と連携しながら、それとわな、わなの近くに赤外線カメラを設置して直接行って確認するって非常に危ないことです。カメラで何か安全に確認する方法をとれないかとかということの、例えば、町民要望があったとした場合の話ですけれどもあくまで。そうしたときに、これ全て個人なり有志が自主的にこのわくわく支援を使ってやれという町の考え方というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、具体的にドローン等の話も出ましたけども、今までもそうでしたけど、そこって何らかの施策で、おそらく町がやるとするとドローンじゃないんです。クマの生態調査なんで、先ほど言ったけど、農業のものなんです。要するに縦に割れている実態としては。クマがもう出て出てどうにもならないよ、名寄市でしたか、非常に家畜の倉庫を荒らされて危険性高いというんで、ドローンで拡声でクマに声をかけたり、そういった部分を、訓練ですけどね、やっているというのがあって、その部分というのは逆に言うとまたドローンの専門的にやっているとこがあるって、そこが多分、北見でも何社かあるようですけども、そこがある程度タイアップして委託みたいな形でやらざるを得ないかなというのはちょっと思ってますけども、農業者の部分は、ちょっと農薬散布のみでなくて、やっぱり生育状況の確認等も今はもう、何て言うんですか、写真と色とあれで、そういった肥料のまく部分も含めて、いろんな研究を進められてるんで、活用方法は非常に多いかなというふうには思ってます。他の部分も含めてなんですけど、ドローンやりたいっていうところはやっぱり何やるのって言ったら、自分たちでやったものに対してうちは支援しますかという判断をしていくかなという、例えば高校生が来て、親が来て、それでドローンの、要するに勉強会というか、そういった部分を誰か呼んでやるよとかいうんであれば、一定程度出るかなと思うんですけどね。そういう意味では、ちょっとなかなか何でもかんでもそうかっていうところにはならないかな。やっぱり自主的というか、あくまで住民の自主的な活動をバックアップしていくよというところがあるんで、町としてやるよっていうところは、クマは出てないって言ったら怒られますけど、被害的に言うと同じ個体が何度も何度も現れて、農作物を常に荒らしてるとか、警察がパトロールが必要だよって猟友会に頼んで必要だよってというような切羽詰まったような状況になって、被害防止のためにやるよということであれば、何となく分かるんですけども、現段階では確認をした。足跡があったというところ、ちょっと西森議員に怒られますけれども、それはね西森議員からはいろいろ農業者の方は見ても後始末が大変なんで連絡してないんだっていう声もちょっと聞こえてきてましたので、そういった意味では、そんなような感じなのかなというふうに思います。

○議長（山田日出夫君） 質問者をお願いしますけども、質問の趣旨は、町民の研究グル

ープに対しての育成の話でありますからね。行政がクマうんぬんとかっていうことにはちょっとなじまないように流れていきかけてますんでご留意ください。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） ちょっと異議あります。私は今の質問は、そういうクマの生態調査なり、安全のためのカメラ設置というのを住民自らが自主的にやるものなのかということ聞いています。

○議長（山田日出夫君） 質問にしてください。

○9番（大野良弘君） したら今の質問で。

○議長（山田日出夫君） 私に質問しないでください。

町長。

○町長（伊田 彰君） 場所、場所によります。危険性ある部分というところだと、クマですかね、クマのわなは箱わななんで、入るともうガシャンと閉まるというところなんで、大野議員言われてるカメラの部分でいくと、くくりわなって今使ってるのは、シカのわなで使ってます。農家の方、14人ぐらいで組織して「くくりわなの会」というのがあって、そこでやって、日々歩いて回れる場所というところなんで、そこはそんな話も出てきてない。もしかして、出てくるとすると、例えば猟友会とか、くくりわなの会で、こういう方法でやった方がいいんじゃないかとなると、そっち側には逆に今、運営費も設備費も補助してるということがあって、そっち側にシフトはいけるかなと思います。

クマの生態調査の話も出ましたけれども、それは、例えばAさんがやるよって言ったときにドローン使ってやるよって言ったときに、どこか研究するのということがまず一番大事になるかなと思います。そこは何かクマの研究機関というところ、大学と一緒にやるよとかね。そういうことになると、町としても動きというね、ただ、職員がやるだけの職員いないですからね。あくまでやっていただくところは、その団体、町としては支援としてバックアップしていくよというぐらいの感じです。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 時間がなくなりましたので、この話はちょっとここで止めます。

それで、次に、二つ目、項目二つ目の民間との共同研究の話です。実証実験の話です。

先日、5月に町議会で道外行政視察をしたところでもありますけども、愛知県の武豊町では、高齢者家族の見守りの実証実験をやっております。これはおトイレだとか流しだとか一人暮らしの高齢者が動いたらセンサーが反応して、その動き、1日の状況を家族にスマホでお届けして、安心してもらうというようなものです。何か異常があったら家族の方が電話がすぐできる、確認できるようにというものでした。件数はそんなに多い件数ではないですけども、とても結果的に家族の方はいいなという意見で結果が出ております。それだとか、例えば他の町では高齢者の認知のケアを何とか抑えるためにということで、その方の過去の写真だとか絵だとか音楽、活動、元気に活動していた頃のものを作品を集計しまして、動画にしまして、それを見てもらうということによって、昔のことを思い出してもらって認知を抑えるというか進行を遅らせるというような取り組みを民間と行政が連携してやっているところもあります。それと以前にお話しましたが、コミュニケーションロボットの関係で健康体操をそのコミュニケーションロボットと一緒に、そのインストラクターも隣にいまして、一緒にその高齢者と体操することによって認知を防ぐという

ような活動をしている自治体もあります、民間と連携して。ということで、新たなそのようなことに対する民間との連携に関する先進地の調査研究だとか、それを町の方で考えていく、また、それを研究、個人なりグループが、町民がやりたいと、調査したいと言った場合に、支援することは考えられますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今ちょっと直接、私、研修行ってないんであれなんですけど、おそらく今の実証実験というのが非常に行政サイドで多くなってきているのが実態としてはやっぱりあると思います。というのは、行政って最小の経費で最大の効果を上げなきゃいけないって言って、完成品しか使うことが今までなかったんですよ。ベンチャーやスタートアップ企業って、そういう実績もないんで、行政側になかなかそういういい製品があっても、入れなかったんじゃないかなと思って、こういう先進的な部分の取り組みが出てきたのかな。おそらく、すごく技術的にICT含めて、カメラもそうですけど、発達してるんで、非常に今は安価になってきている。だから従来型の電話を使ってうんぬんって、うちでも見守りのやつってやってますけどね。単価的にはすごく落ちてきてるなというのはちょっと認識としてはありますし、そういった意味では、どちらかというと先進的に取り組むより出来上がったもの、いいやつをうちのシステムに入れた方がいいなというのはちょっと思います。ただ、うちで本当に困ってる部分があるのであれば、他の自治体でない部分であれば、そういった方法も手法も必要かなというふうに思いますけれども、やっぱり地域的にそういったスタートアップとかベンチャー的な企業がそういう取り組みをしている企業があるかどうか、大学等々は、やっぱりそういった形で動けるといふ部分って、連携していろいろやるというのは、よく他の自治体ではやってますんで、そういった部分では、そういったものも検討の一つとして必要ではないかなというふうに思います。

民間が、民間というか、個人が、俗に言う公的サービスに対してそういう実証実験やりたいよとなったら、それはちょっと相談をさせていただいて、内容によっていろいろな支援策等々含めて、必要になろうかなというふうにはちょっと思います。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 残り1分ですので、ぜひとも民間との実証実験の体験的なことは、私個人ですけど考えております。それを個人で1人でやっていいのか、グループを作らなきゃ駄目なのかということは、また教育委員会さんにも相談させていただいて可能性を追求していきたいと思っておりますので、そのときにまた町に相談させていただきたいと思っておりますので、そのときは優しく教えていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（山田日出夫君） 9番、大野良弘君の質問が終わりました。

これにて、本会議での一般質問を終了いたします。

ここで、午前10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午後10時40分

○議長（山田日出夫君） 休憩を閉じ、会議に戻ります。

◎議案第34号、議案第35号

○議長（山田日出夫君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第34号、議案第35号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑に当たりましては、議事進行上、会議規則第55号のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に、議案第34号の質疑を許します。議案書では1ページです。

ご質疑ございませんか。

渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 2番、渡邊です。8ページ、二つ質問します。

2款、1項、8目、企画費のDX推進事業の政策推進課長からの説明をちょっと詳細分からなかったもので、狙いであったり、どういったことをしていく予定なのかというところ、あと担当課がどこなのか。

次、12ページ、8款、6項、1目の住宅管理費の結婚新生活支援事業補助金のところについても同様にちょっと詳細決まっている範囲で教えてもらえればと思います。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書8ページ、2款、1項、8目、企画費のDX推進事業の関係で、狙い、どういったことをするか、担当課ということでご質問いただきました。

狙いといたしましては、町全体の業務の見直しを行うということで、棚卸業務を実施し、その中でデジタル技術の活用によって町民サービスの向上ですとか、あとは仕事の進め方の効率化ですとか、そういうことができるという提案をICTの技術を使いながらできるという提案を受けるといことが大きな狙いの一つでございます。

どういったことをするかといったところにつきましては、今言ったように、全課に業務の棚卸をしていただきまして、それを委託先の業者と一緒に考えていくというようなことをしていただきます。あとはそれに対しての職員の意識醸成の研修ですとか、そういうものをしていきます。

担当課につきましてはDX推進室が主に担当となりますけれども、棚卸につきましては全課で進めていくというような方向で考えております。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 住宅施設課長。

○住宅施設課長（河端 健君） 2ページの結婚新生活支援事業についての狙い、担当につきましてはですが、これは国の少子化対策の一環として、地域少子化対策重点推進交付金といった制度がありまして、その中のメニューの一つのものであるということで、その要綱に従ってうちの町も今度から実施していこうということで予算計上したものであります。

これについては、結婚にあたって新生活を始めようとするときにどうしてもお金が非常にかかってしまうと、そのために結婚がちょっと、まだできないなとか、そんなブレーキになるようなところをなるべく取り払って結婚に進んで少子化にゆくゆくはなってもらえればといったものであろうかと思っております。

それで担当といたしましては住宅施設課の方でということになります。住宅関係の支援



ということもありますので、住宅施設課になろうと思います。

それで現在ですね、議決いただければスタートに向かって広報等の周知を図って、結婚既にした人、それから、これからする人に対して制度の利活用を周知してまいりたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

谷口君。

○7番（谷口武彦君） 7番、谷口です。4カ所ほど質問させていただきます。

まず、8ページです。

今もありましたDX推進事業の2款、1項、8目の企画費のDX推進事業ということで、今いろいろ内容と担当の部署はお聞きしましたけども、ホームページを見ますとCIO補佐官を外部委託とすることで、プロポーザルを募集していたと思います。12日で締め切りになっていますが、今、言える範囲でいいんですけど、現在何社ほどその申し込みがあつてどのような形で進めるのか、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして10ページです。

4款、1項、2目、予防費の中で、予防接種業務がございます。各種ワクチン接種ということで、帯状疱疹、それから新型コロナ、インフルエンザということでワクチンの接種の方が始まりますが、自己負担額、インフルエンザの方が高齢者のインフルエンザワクチン接種が自己負担額が増えたということで、ワクチンのワクチン代が増えたのかなというふうにちょっと理解してるんですが、子どもワクチンの方は負担額の方はどのようになったのか、変わるのか変わらないのか、そちらの方をお知らせいただきたいと思います。

また、前回もそうなんですけど、インフルエンザとコロナワクチンを同じ日に接種していいっていう、同じ日ならいいという情報があるんですが、そちらも通知するとき一緒に今回も同じでいいのかどうか分からないですが、ぜひ通知していただいて、結構いつ打ったらいいんだって混乱してることもあったので、そちらの方もあわせてお聞きします。

それから、12ページ、8款、3項、2目、道路維持費の中の町道維持管理維持業務ということで、町道の舗装修繕工事500万があります。西26号線の路面状況が悪化しているため、全面オーバーレイによる舗装修繕というふうに説明資料にありました。オーバーレイということで、業者が来てやるんだと思うんですけど、ちょっとオーバーレイの内容を詳しく一度、もう一度教えていただきたいのと130mの舗装となりますけれども、今年度当初予算、南13線と北1条線の舗装が修繕が当初から上がっていますが、西26号線の場合は、当初から計画になかったのか、急遽こういう業者がいてやるのかっていう話なのか、ほかから要望がありこういうふうな形になったのか、今回どういう経緯でなったのかを教えていただきたいと思います。

それから、その下の8款、6項、1目、先ほどもありました結婚支援新生活支援事業補助金の中の120万、これ国庫補助金と町と半分ずつということで説明を受けています。道補助金の歳入に上限が60万ということで予算が上がっていますが、これは上限が60万でこの予算を決めたのか、それとも訓子府はこれぐらいだから60万でいいのかわかっていうぐらいで決めてしまったのか、ちょっと分からないですけども、ほかの町もあるので、ほかの町もこの上限が決まっています、この金額に決定したのか、そちらの方を聞かせていただければと思います。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書8ページ、2款、1項、8目、企画費のDX推進事業で、プロポーザルの関係で、応募の状況ですとか今後の流れということのご質問だったかと思えます。

現在4社から問い合わせあったんですけども、正式に申請が今きているのは1社でございます。

これからなんですけれども、本日議決をいただきましたら、明日プロポーザル、プレゼンテーションを聞きまして、その業者さんの提案が本町の希望している内容に合致するようであれば契約をするというような流れになると思えます。

○議長（山田日出夫君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（伊原こずえ君） 予算書の10ページ、4款、1項、2目の予防費で高齢者インフルエンザは費用が上がるようだが、子どもの予防接種はどうかのご質問ですが、子どもの予防接種については、現在のところ上げる予定はございません。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種が可能かということと、その周知についてのご質問でございました。

新型コロナワクチンと高齢者のインフルエンザワクチンの同時接種は可能です。これまでの新型コロナワクチンの接種の際にも、高齢者の方々には、そのように周知はしてきておりますし、今後もきちんとその時期に、多分、同時期に接種になると思えますので、そのことは周知を徹底していきたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 建設耕地課長。

○建設耕地課長（荒沢直樹君） 12ページになります。8款、3項、2目、道路維持費の中の事業区分、町道維持管理事業の工事請負費として今回500万、西26号線につきまして補正の提案させていただきました。この中で谷口議員の方からオーバーレイという工法の内容、それと当初では分からなかったのかという2点の質問がございました。

まず、オーバーレイにつきましては、普通の舗装、機械で行うのと手引きでやるのも同じなんですけども舗装自体は、ただオーバーレイの方は同一の厚さでやっていく普通の舗装と違って波打ったとこですとか、そのポイントポイントで厚さ変えながら機械引き、手引きで行っていくというような状況でございます。

また、当初で分からなかったのかということだったんですけども、昨年度、12月、4年度分の被災を受けた単独災害ということで道路の方の工事を行っております。ただ、その後の3月以降の降雨で、また直したところにまた波が出てきてしまったというところがありましたので、今回の6月の提案とさせていただきます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 住宅施設課長。

○住宅施設課長（河端 健君） 12ページ、8款、6項、1目の結婚新生活支援事業の予算の設定などに関するご質問ありましたけれども、本町の結婚する件数といったところも動向を踏まえて、なおかつ、この事業の要件がありまして、夫婦合わせて所得が500

万円未満というところなので、結婚した方全てがこの要件に合致するかということとそうでもないといったこともありまして、このような予算設定をされており、29歳以下の方が1件60万、39歳以下の方が30万、60万1件と30万2件で120万円というふうな予算設定をされており、それに対する補助金が半分出るといった、そういった予算計上をしております。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

西森君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。10ページの6款、1項、農業水産業費の中の3目、農業振興費の中で、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金、この中の説明の中で種馬鈴しょ転換という話があったんですが、この中身の説明をいただきたいと思えます。

1点だけです。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（篠田康行君） 10ページの6款、1項、3目の持続的畑作生産体制確立緊急支援事業の中の種馬鈴しょの転換について内容を申し上げます。

てん菜からの転換です。これにつきましては、てん菜を一部、馬鈴しょ、豆等をはじめとした需要の高い農作物に転換する仕組みを支援するといった内容のもので、転換作物の品目としましては、大豆、小豆、インゲン、落花生、馬鈴しょなど、あと加工用トウモロコシですとか、その他、知事が認める作物が対象となっております。

今回の内容としましては、大豆の部分でいうと面積が1,068アール、加工用スイートコーン、これが95アールとなっております。

その単価につきましては、大豆が10アール当たり2万5千円ということで267万円、それとスイートコーンの部分につきましては、単価が10アール当たり3万円ということで28万5千円となっております。

対象戸数については、大豆が5戸、加工用スイートコーンが1戸ということでございます。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございませんか。

吉野君。

○4番（吉野美香君） 4番、吉野です。12ページ、8款、6項、1目、結婚新生活支援事業補助金について、2点ほど確認したいことがあります。

まず一つ目なんですが、こちらは結婚新生活における住宅に関する支援なので、引っ越しや住居の取得の費用補助であり、例えば、結婚新生活といっても家具家電の購入は補助外という認識でよろしいのでしょうか。

あともう一点は、例えば、2人ともほかの場所に住んでいて、結婚を機に訓子府に住みますという方は、引っ越しや住居取得の費用は、そちらは対象外になるのでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 住宅施設課長。

○住宅施設課長（河端 健君） 12ページ、結婚新生活支援事業に関する2点質問いただきました。

住宅に関する費用の中で家具家電の購入が補助の対象になるかといったご質問でしたけれども、住宅の取得、リフォーム、家賃等ですので、引っ越し費用ですので、この家具家

電の購入については、購入補助の対象外というふうになっております。

そして、2点目、お2人とも町外から引っ越してきた場合、その2人とも引っ越しの費用が対象となるかといったようなご質問だったかと思いますが、2人とも引っ越しの費用を費用として対象できることになるということになります。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございませんか。

泉君。

○10番（泉 愉美君） 10番、泉です。10ページの4款、1項、2目、予防接種事業の中の委託料、予防接種業務なんですけど、この中に带状疱疹ワクチンの予防接種があって7月ぐらいから始まるかと思うんですけど、带状疱疹ワクチンには種類が2種類あって、带状疱疹ワクチンと水筒ワクチンとあると思うんですけど、接種回数も違いますし、費用も違いますし、助成される額も違うと思うんですけど、この二つのワクチンのうち、どっちを打つたらいいのかなって多分、皆さん分かんないんじゃないかと思うんですけど、その判断をどのようにしてどっちを打つたらいいのか教えてほしいと思います。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） 10ページの4款、1項の予防接種に関してのご質問ですが、带状疱疹のワクチンの助成についてなんですけれども、带状疱疹を予防するワクチンには2種類のワクチンがありまして、一つは、带状疱疹ワクチン、もう一つは、お子さんも打つような水疱瘡のワクチンとなります。带状疱疹の方は2回接種、2カ月ほど空けて2回打たなきゃいけないワクチンで、接種費用についても1回が2万4千円程度ということで高額となります。水痘ワクチン、水疱瘡の方のワクチンについては、1回のみ接種で費用については8千円で、それぞれ助成の金額については、半額を助成するようになります。

どちらのワクチンを受けたらいいかというところでは、多分皆さんも悩まれるとは思っているので、一応、今言われてます接種して予防の効果がある期間とか、大体、接種後何年間ぐらいいはそのワクチンの効果があるとか、そういうものは広報とかワクチン接種の助成事業の周知のパンフレットとかの中で周知を図っていきたいなと思っています。結構2回打つ带状疱疹ワクチンの方は、接種後9年以上効果があると言われてるし、水痘ワクチンの方は、もうちょっと若干効果が持続される期間が5年間ぐらいいとかという報告もありますので、そういうような情報をお知らせの文章の中にもちょっと加えて、判断の材料になるようにしたいと考えております。

○議長（山田日出夫君） ほかに質疑ございませんか。

大野君。

○9番（大野良弘君） 9番、大野です。私は2点についてお尋ねしたいと思います。

まず、8ページの2款、1項、8目、企画費の中のDX推進事業2、400万、これの委託料について質問したいと思います。

まずは、これを進める上でのスケジュール、これを聞きたいと思います。募集の日程、それと完了の期限。その一つです1点目は。

そして、この中身の説明が先ほどありましたが、行政の業務の調査、棚卸が主ということで、そしてもう一つ、デジタル技術の事務の効率化を図るということで、2点、説明がありました。これ二つともプロポーザルにする理由を教えてください。なぜ片方は町職

員でできないのかということの説明をお願いします。

それと次に、12ページ、8款、6項、1目、住宅管理費の中の結婚新生活支援事業補助金120万円についてですが、今のところ把握してればいいんですが、39歳以下で対象になるだろうと、結婚するしない関係なく、対象になるかもしれないという人数がどれぐらいいるのか。

それと、例えば、世帯所得の判断なんですが、ちょっと分からないのが、農業者の方で親と同居していて、39歳で、若い奥さん、若いって失礼ですね、同年代の人と一緒にあったという場合は、親の所得も合算されるのか、夫婦2人ということでの計算をしてくれるのか、要綱では世帯所得500万と言ってるので対象外になるのか、そこら辺を教えてくださいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書8ページ、2款、1項、8目、企画費のDX推進事業のDX推進業務のところ、まず、業務のスケジュールと期限ということでございます。

先ほどご説明したとおり、本日もし議決をいただきましたら、明日プレゼンテーションいただきまして契約という流れになります。説明いたしました業務の棚卸を7月から9月までの間の3カ月間で実施をしたいというふうに考えております。それに基づきまして委託先のCIO補佐官からこの業務はICTの技術を活用して効率化できたりとか住民サービスが向上できるよというような提案を受けまして、11月にそれらの整備をする財源となりますデジタル田園都市国家構想の交付金の事前申請がございまして、それまでに本町の方針を固めて何の事業を次年度、令和7年度に実施していくかということと一緒に考えてもらうというようなところになります。その後は、今後の研究ですとかを実施しまして3月の31日まで、この契約は続けて実施していくというような流れになっております。

2点目の棚卸と業務の効率化、なぜプロポーザルなのか、町職員でできないのかというご質問でございますけれども、業務の可視化、棚卸につきましては、職員だけでもできないことはないですけれども、この業務の本質的な部分というのは、業務を可視化して、そこで出てきた問題点をデジタル技術を活用して解決策を提案していただくということがこの業務の肝になる部分でございます。ですので、今回の委託業務の中にCIO補佐官2名というデジタル人材を2名派遣してください必ずということで出しております。デジタル人材につきましては、専門的な勉強をして、ある程度経験と高度な知識を有していなければならないということで、職員では難しいということで、以前にもこの業務をやるにあたって外部人材を考えているということも申し上げたこともあるんですけれども、そのようなことから全てを一括してプロポーザルで委託業務にするということで実施したいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 地域創生推進室長。

○地域創生推進室長（横山剛人君） ただいま、大野議員より、12ページ、8款、6項、1目、結婚新生活支援事業補助金の関係でご質問がありました。

ちょっと内容について制度的なものになりますので、私の方からお答えさせていただきたいと思いますが、まず1点目の、今、把握している結婚されている世帯について

なんですけども、こちらの今回提案をさせていただいた支援事業については、令和6年の3月1日から今年度中、令和7年3月31日まで結婚された世帯が対象ということになっておりますけども、今現在では、今年3月31日から今現在までちょっと結婚されている方の人数は把握はしておりません。今回予算を計上させていただいて、これで認定されましたら7月頭からこの制度を運用していった周知と募集等をしていきたいというふうに考えておりますので、ちょっと今のところは把握していないということでございます。

それと同居世帯、親との同居をした場合は、親も世帯の一員となるのかっていうところでございますけども、世帯分離をされていけば親の世帯と子の世帯別々になりますので、別に所得の反映をされるということでの考えでございます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございませんか。

大野君。

○9番（大野良弘君） 9番、大野です。再質問したいと思うんですが、DXの方で、もう既に募集をかけてるという説明でしたが、いつからかけているのかを教えてください。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 全員協議会のときにこちらご説明させていただきまして、6月3日から募集をさせていただくということで進めております。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございませんか。

余湖君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。二つだけお願いします。

8ページ、総務費の総務管理費、DX推進事業、これについては、とりあえずプロポーザルをして、この事業をするにあたって、一般財源から2,400万ということになってるんで、この財源はちょっとよく聞いてなかったのかもしれないですけど、これは後で補填されるのかなということが、本事業に入ったときに、その金額のことと、それでこれ補填されるのは大した問題ないんですけども、この事業の見直しをDXに関して見直した段階で、この数字的なものというのは、もっともっと効率は2,400万どころじゃない、もっと将来的にはというふうな考え、数字的な考えがあるのかなと思ってお聞きします。

二つ目、12ページの住宅施設推進事業費120万についてお聞きします。

考え方について確認したいんですけども、これは国の事業ということで、国の事業がこういうものが出たんで、これをやるということで聞いてますし、実施については、管内6町村が並行してやっていくんだと思うんですけども、ただこの数字については30万、60万という数字については、どういう、これも協議したのかなと、ちょっとどうなのかなと思ってんですけども、事業実施の背景として、ここに出てるように消滅可能性自治体に本町も格闘とか、若年女性人口流出課題に対する施策が必要とか、こういう実際の背景が訓子府町にもたくさんあるんですよ、それなのに、よそと横並びの数字なのか、私は説明のときをお願いしたんですけども、30万、60万ではなかなか訓子府にきて結婚しようという気持ちにはならないんじゃないかなと思ってますんで、そこら辺の考え方をトータルでお願いしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 8ページ、2款、1項、8目、企画費のDX推進事業の関係で、まず、財源、今回の委託費の財源につきましては、特別交付税の方で補填されることとなっております。1,680万円、CIO補佐官2名が派遣されるということで1,680万円ですので、一般財源といたしましては、720万円の予定ということになってございます。

今後の話でございます。実はこれはあくまでも提案を受けて、どのような事業ができるか、どのような町民サービスの向上ができるかとか、どのような効率化が図れるかというものを提案してもらうまでの事業になってきます。その先には、例えば、例えばなんですけれども、キャッシュレス、町に導入しましょうとか、そういうことになってくると、そういうシステムを入れる経費がかかってきます。それについては、次年度以降の予算になるんですけれども、それは今、国の方で、先ほど申し上げましたデジタル田園都市国家構想交付金というものの対象になってきますので、そちらの財源とかのあても全部この委託業者と相談をしながら、どういう事業があって、どういうお金がかかって、どういうふうな財源があるというのも協議しながら、こちらの業者と伴走しながら進めていくと。今後数年かかるんじゃないかというふうな感じで担当としては思っております。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 地域創生推進室長。

○地域創生推進室長（横山剛人君） ただいま、12ページ、8款、6項、1目、結婚新生活支援事業補助金についてのご質問がございました。

議員言われるとおり現在、管内6町村が既に実施をしているということで、いずれの町村についても同じ金額、同じ内容で実施をしているところでございます。

一部、本町もそうなんですけれども所得要件を500万の以内ということになっているところで、本町では、その夫婦が借りている奨学金の返済分をその所得から控除しましょうという部分については、各町村でちょっとばらつきがあるのかなというところはあります。

それと議員が言われるように30万、60万では効果が薄いという部分も指摘がございますが、まずはこの金額で実施をしてみて、今後もうそれでは足りない、効化が薄いということになれば、見直しの検討も必要なのかなというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

余湖君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。今の話ですけれども、一応期限が切られてましたよね1年間という、ですから今の話からいくとその継続の可能性があるというふうに聞こえるんですけれども、そのような理解でよろしいですか。

○議長（山田日出夫君） 地域創生推進室長。

○地域創生推進室長（横山剛人君） 次年度に引き続いてやるのかというところがありますけれども、これ国の事業になるので一応来年があるというのは確約はできないものがございますが、今の時代背景とか流れとかを見ますと、この事業を継続していくものかなというところは考えておりますので、そこらも含めて継続するものと思って、次回も検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がないようですので、議案第34号の質疑をこれで終了いたします。

次に、議案第35号の質疑を許します。議案書では15ページです。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がないようですので、議案第35号の質疑を終了いたします。

以上をもって、一括議題の質疑を終了いたします。  
これより一括議題の討論を行います。  
討論に当たっては、議案番号を指定してから討論を願います。  
まず、各案に対する反対討論の発言を許します。  
反対討論ありませんか。  
西森君。

○3番(西森信夫君) 3番、西森です。議案第34号 令和6年度訓子府町一般会計補正予算(2号)についてに対しての反対討論を行います。

まず、今回の補正に関しましては、結婚新生活事業、それから予防接種、もろもろいろいろあるんですが、大変いい事業を補正されてるなというふうに見ました。全体としてはいい補正を組んでいるというふうに思いますが、結婚新生活支援事業に関して、まず予算として120万を計上しておりますが、半額は国からの補助金ということになっておりまして、これ再婚でも可能ということでありまして、少子化対策としての事業としては私はいいい事業だと思います。ただ、予算的に非常に6町村、管内6町村と足並みを揃えてやればいいいんだろうというふうに見えます。町民からとしては、やはりやるのであれば、訓子府に一組でもやはり来ると、来て住んでくれるような事業を起こさないと駄目だというふうに思いまして、反対をいたします。

○議長(山田日出夫君) 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。  
賛成討論ありませんか。

泉君。

○10番(泉 愉美君) 10番、泉です。今の議案34号に対してなんですけれども、今、結婚新生活支援事業についての反対だったかと思うんですけども、これは少子化対策を目的とした新規事業ということで、町民にとってプラスになる事業の始まりなので、まずはやってみて、事業効果を見て検証する中で、後から訓子府らしく形を変えていくことも可能だと思いますし、金額についても拡充していくということも可能性としてありますので、第一段階のスタートとしては反対するものではないというふうに考えますので、賛成します。

○議長(山田日出夫君) 次に、反対討論の発言を許します。  
余湖君。

○8番(余湖龍三君) 8番、余湖です。私は34号については反対、トータルで反対ということで考えております。

理由としましては、先ほど質問しましたが、結婚生活支援事業補助金については、やは



り先ほど西森議員の意見にもありましたように、やる以上は効果のあるものをするべきだと思います。この横並びの政策の中で、効果はあるかどうかはやってみなきゃ分からないというのも確かですけれども、やはり、もしや1年期限という期限がついたものですので、これについては、もう少し金額を考えた上で、再提出願いたいと思うんで、反対いたします。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

なければ次に反対討論の発言を許します。

大野君。

○9番（大野良弘君） 9番、大野です。私は議案34号の補正に関しましては2点について反対を意見、立場で討論いたしたいと思います。

まず、今、議論にありました結婚支援関係の考え方なんですけれども、この事業をいろいろ調べてみました。国がいつこの制度を作ったか。それは2016年、平成28年です。今から9年前、とても古い補助事業でありまして、それで全国でどれだけ採用しているかということ、全国では36%、調査時点は2022年の10月です。北海道は令和5年調査で62市町村ということで、多くの市町村がこれを採用しているわけではございません。それはなぜかということ、この制度というのは、都会、その近郊の市町村にとっては、若い世代の方々がいますので有効だと思います。しかし、北海道のような過疎地域において対象者が少ない。また、所得制限も500万未満というそれに合致する人がどれだけいるんだということになると、私は訓子府の場合は、対象者になる人はほとんどいないのではないかと推察しております。そして、先ほども質問させていただきましたが、農業者の息子さんがせっかく親と同居して仲良く生活しているのに、この制度がありますよって紹介して、したらどうしたら対象になるんですかとなったときに、世帯分離してくれればいいですよ。町が説明します。別居して町に住宅リフォームしてください、空いてる家リフォームしてください、新築してください、言うんですか、町が、行政が。私はそういうような受け止められるような、親子関係を駄目にしちゃうような、この制度には疑問があります。今、訓子府が一番に取り組むべきことは何なのか、この結婚問題についてということと考えましたら、私は個人の試案ですが、結婚に関する心の相談室、これを何らかの形で開設することが一番大事なんだと僕は思っております。それはなぜか。結婚しない理由は人それぞれであり、その内容は、家族との問題、仕事の問題、趣味の問題、お金の問題などいろいろあります。それらの一つ一つの壁なり悩み、これをクリア、一つずつクリアしていかないと結婚しようって頑張ろうっていう気持ちになかなかないものです。そういうことに対するアドバイスができるメンタルケアできる方の無料相談ができるシステム・・・

○議長（山田日出夫君） 大野議員、予算の、提示されている予算の内容に対しての反対討論してください。自分の意見の主張をご遠慮いただきたいと思います。

○9番（大野良弘君） だからそのようなシステムなりを今後、役場は考えていくわけだと思ひまして、この提案に対しては不十分な内容だと思いますので、反対したいと思います。

それともう一つ、2点目、DX推進事業について反対の意見を述べさせていただきたい

と思います。

名称はDX推進、棚卸をやるということで、業務、行政業務の効率化見直し、職員の合理化のための推進計画ではないかというふうに予想されます。それをDX推進なんですよ。国がDX推進を言い始めたのは6年ほど前になると思います。北見市はいち早く取り組んで、まず窓口の業務の改善だとかやっておりますが、その北見方式を目指しているんでしょうか。そして、それに2,400万をかけて、補填があるとしても720万円は自己負担であります。私はこの720万円の自己負担をするんなら、もう既にDX推進が計画が終わってる市町村はもう全国至るところであるわけですから、そういうところを参考にしながら、職員が自らの手で自らの業務見直しを行い、最少経費でこのDXを成し遂げるといような方針を期待したいということで、このDX推進については反対したいと思いますし、プロでないと分からないという説明がありましたけれども、プロでも分からないことはあると思います。訓子府の事情もあります。それと全体のDX計画もまだない。全体の計画もない中にプロに任せていいんでしょうか。計画があつてプロに任せてアドバイスをもらうならいいです。全くない中で、一部分だけを先に先行するやり方に関しては僕は反対であります。

それとスケジュールです。6月3日に募集かけて20日まで、今日まで、わずか2週間、業者4件希望あったとしても、1件しかない。無理ですよ当然。訓子府のことは分からないんですから。それを調べて訓子府に提案するなんて、もう不可能なことを要求しているように僕は思えてなりません。もっと期間を設けるべきだし、専門の業者さんに考える余裕を与えないと本当のいいものにはならないと思います。後ろのスケジュールが詰まっているから致し方ないという説明は分かります。物理的なことは分かりますけれども、私はできれば、できれば9月でもし間に合うのであれば、見直してもらって、より良いDX推進ができるようにしてほしいと思ひまして、今回の補正に関しては、反対意見を述べたいと思います。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 次に、賛成意見ありますか。

北川君。

○11番（北川克良君） 私はDXの件について賛成したいと思います。

なぜなら、やっぱり役場で分かんないことがあるならば、外部の人の意見を聞いて進めていくのが正しいやり方だと思うからです。

あと次の結婚支援金の方も賛成で、ちょっと心配なことは、こんなこと言うとあれなんですけども、離婚したとき、狭い町なので、ちょっとしづらくなるんじゃないかなというのはちょっと懸念はあるんですけども、賛成したいと思います。

○議長（山田日出夫君） 次に、反対討論の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

谷口君。

○7番（谷口武彦君） 7番、谷口です。賛成討論させていただきます。

まず、DX推進事業について、今ご意見がありましたので、そちらに対してちょっと賛

成の意見を述べさせていただきたいと思います。

事業費の7割が特別交付税で、残りは一般財源ということになっております。ですが、これらの人口減などを考えて役場職員が少ない中でも効率的な仕事をこれからしていかなきゃいけないというところはやっぱり目指していくところであると思います。それなのでやっぱり自治体DXは必要不可欠なものであると思っております。

また、職員の皆さんにデジタルの技術を持ってもらうためには、業務の棚卸が必ず必要なものになってくると思いますし、高い技術を持つCIO補佐官が必要なのは、外部デジタル人材を活用して事業を行っていく場合には、やっぱり必要だと思いますし、職員間だけではちょっと厳しいのかなど。実際ちょっと失礼かもしれませんが、思うところもありますので、今回の事業一つ一つに期待を持ちながら、DX推進の方針を作成していただきたいと思いますので、DXの方は賛成させていただきます。

また、結婚審議生活支援事業、こちら少額であるという話もありますし、ほかの助成金と併用できないこと、また、周辺の自治体が行ってるかやらなきゃいけないという感じもちょっとあるのはあります。その中で私も考えることはありますけども、何もしなければ始まらないというのが今現実だと思います。結婚後の新生活の支援というのは、本町にとっては、初めての事業だと思います。その中で訓子府に住んでよかったと思われるような、本当にこれから1年後検証などを繰り返していただいて、今後、新たな事業展開、道のお金、国のお金があるからやるのではなく、これから訓子府町としてどう進んでいくかということこれから期待いたしまして、結婚生活後の手厚いフォローも期待しながら今回の事業に賛成いたします。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

吉野君。

○4番（吉野美香君） 4番、吉野です。私は議案第34号について賛成するんですけども、私もやっぱりちょっと思うところは確かにあります。晩婚化が進んでいるのに年齢が39歳以下とか、世帯所得が両方合わせて500万円未満ってちょっともうちょっとあれなのかなとは思んですけども、ないよりはマシという感じで、先ほど泉議員が言ったように、やっぱり初めてですし、これからの期待を込めて、これから来年にはもしかしたら年齢がもうちょっとなくなったり、世帯所得とかももうちょっと上がったたりするかもしれないし、補助の金額もうちょっとドンと上がるかもしれないので、そこに期待を込めて賛成したいと思います。

○議長（山田日出夫君） 次に、反対討論の発言を許します。

ありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 賛成討論の発言を許します。

渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 渡邊です。私も賛成の立場で発言させていただきます。

まず、結婚の方については、皆さんおっしゃっているとおり十分とは言えないんですけども、本当にこれを機に結婚するという、この金額で結婚しようと思う人はなかなかいないと思うんですけども、今後、この制度を進めていく中で、問題点、実際に走り始めて出てくるところもあると思うので、そういったところを整理しながら本当に訓子府独自としての拡充を目指してやってもらえればなというところで期待を込めて同じように賛成いたします。

もう一つ、DXの方についてですけども、私も短い期間ながら役場職員として働いていた中で、引き継ぎのマニュアルの整備だったりとか、業務のフローをちゃんとまとめようというようなところをいろいろ総務課だったり、当時、僕いたときだと企画財政課とかで呼びかけてもなかなか進まないというところが実際あった中で、やはりこのDXの業務の棚卸というのは、本当に結構、職員にとってはハードな業務だと思うんですけど、やらなければ進まないところだと思うので、そこをしっかりとやるにはっていうと、やっぱり専門性を持った人だったり、やっぱり棚卸して、結局それを見るのが、チェックするのが職員ですと、そこも進まないと思うので、しっかりそこもCIO補佐官という外部の人にかかるようにその辺りを整備しなきゃいけないというところで、危機感を持って各職員取り組んでくれるかなと思うので、そちらについても賛成したいと思います。

○議長（山田日出夫君） 次に、反対討論の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

村口君。

○6番（村口鉄哉君） 村口です。私はそれぞれ2件については賛成したいと思います。

まず、1点目のDXの関係でありますけども、現状の職員の状況を見ますと、私、今、職員ではありませんけれども、いろんな部分で、通常業務自体が忙殺されている状況じゃないかなと僕は認識しております。ですので、現時点の仕事をいかに削減するか、ビルドアンドスクラップ、僕は常にそれに考えております。ですので、必要ない部分は省力化する。デジタル技術を利用して事務を少なくする。それから効率を上げるというのが私は積極的に進めるべきだと思いますし、遅れてるとは言いながらも、やはりこれからの行政はそういう部分の仕事を進めるというのは必要だと思います。ですので、賛成であります。

もう1点の結婚の関係であります。

実際問題として、本町における結婚における担当の方でも実際の実績のない状況でありますので、ぜひここはやっていただいて、何とかしてでも増えるような形で進めていただきたいと思いますので賛成です。

○議長（山田日出夫君） 以上で、全員の議員の反対、賛成討論が行われましたので、以上で討論を閉じたいと思います。

これより、一括議題の議案第34号、議案第35号の採決を行います。

まず、討論のあった案件から採決いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（山田日出夫君） 挙手多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
これより討論のなかった議案第35号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第37号

○議長（山田日出夫君） これより、提案理由の説明が終わっております議案第37号について、質疑、討論、採決を行います。

まず、最初に、質疑を許します。議案書は20ページです。これは1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
討論はございませんでしたので、これより議案第37号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程の議決

○議長（山田日出夫君） お諮りいたします。

ただいま、西森信夫君ほか4名から意見書案第2号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める要望意見書および余湖龍三君ほか4名からありました意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書、同じく、余湖龍三君ほか4名からの意見書案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3とし、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よってこの際、意見書案第2号、意見書案第3号、意見書案第4号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで意見書の配布の関係から、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時39分

○議長（山田日出夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第2号

○議長（山田日出夫君） これより、追加日程第1、意見書案第2号を議題といたします。  
提出者からの提案理由の説明を求めます。

西森君。

○3番（西森信夫君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第2号についてご説明をいたします。

意見書案第2号

物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項および第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年6月20日

訓子府町議会議長 山田日出夫 様

提出者	訓子府町議会議員	西森信夫
	〃	吉野美香
	〃	山田日出夫
	〃	渡邊智大
	〃	北川克良

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明に代えさせていただきます。  
次のページお開きください。

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月20日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 山田日出夫

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

厚生労働大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（山田日出夫君） これより質疑を行います。

質疑は、提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号

○議長(山田日出夫君) 次に、追加日程第2、意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

余湖君。

○8番(余湖龍三君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第3号についてご説明いたします。

意見書案第3号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業政策の充実・強化を求め  
る要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項および第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年6月20日

訓子府町議会議長 山田日出夫 様

提出者	訓子府町議会議員	余湖龍三
	〃	大野良弘
	〃	村口鉄哉
	〃	谷口武彦
	〃	泉愉美

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをお開きください。

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月20日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 山田日出夫

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
総務大臣 様  
文部科学大臣 様  
農林水産大臣 様

経済産業大臣 様  
国土交通大臣 様  
環境大臣 様  
復興大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（山田日出夫君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第4号

○議長（山田日出夫君） 次に、追加日程第3、意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

余湖君。

○8番（余湖龍三君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第4号について、ご説明をいたします。

#### 意見書案第4号

厳しい農業情勢を打開する改正基本法等関連法案を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項および第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年6月20日

訓子府町議会議長 山 田 日出夫様

提出者	訓子府町議会議員	余 湖 龍 三
	〃	大 野 良 弘
	〃	村 口 鉄 哉
	〃	谷 口 武 彦
	〃	泉 愉 美

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書案朗読、記載省略）



以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月20日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 山 田 日出夫

内閣総理大臣 様

財 務 大 臣 様

農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（山田日出夫君） これより質疑を行います。

質疑は、提出議案に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですのでこれをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（山田日出夫君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和6年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

皆さん大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時56分